# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項	目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

水戸市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

水戸市長

#### 公表日

令和4年6月6日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

1 为廷 旧 拟	
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村(特別区を含む。)(以下1市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届け出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。本市は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届に転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載を1た際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑪個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑪個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号 個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号カード、特定個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報
③システムの名称	既存住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 共通基盤システム 証明書コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル	名
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル	

- (3)送付先情報ファイル

			_		
$\sim$	100	·番丿	_ /		
	al maria		=	100	_

3. 個人留亏以利用	
(	. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 平成25年5月31日法律第27号) 第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等) 住民基本台帳法(住基法) (昭和42年7月25日法律第81号) 第5条 (住民基本台帳の備付け) 第6条 (住民基本台帳の作成) 第7条 (住民基本台帳の作成) 第7条 (住民事の記載事項) 第8条 (住民票の記載等) 第12条 (本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) 第12条の4 (本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) 第14条 (住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第24条の2 (個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6 (市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄 (情報提供者) が「市町村長」の項のうち,第四欄 (特定個人情報) に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第20条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2の2,第31条の3,第32条,第33条,第37条,第38条,第39条,第40条,第41条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条の3,第44条の5,第45条,第47条,第48条,第49条,第49条の2,第50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第56条,第57条,第58条,第59条,第59条の2の2,第59条の2の3,第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠)・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	水戸市役所 総務部 市民課					
②所属長の役職名	市民課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	郵便番号 310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 総務部 総務法制課 電話番号 029-232-9116					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	郵便番号310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 総務部 市民課 電話番号 029-232-9156					

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>		1万人未満 万人未満			
いつ時点の計数か			5月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和4年	5月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護語	評価書の種類				
く選択肢> 1) 基礎項目評価書 [ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書						
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。						
2. 特定個人情報の入手(付	青報拐	畳供ネットワークシステ	ムを通じ	と入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱	いの委託		[ ]{	<b>委託しない</b>	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委計	Eや情報提供ネットワーク	ウシステム		是供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステノ	ふとの接続 こうしゅう		[ O ]接続しない(入手) [ ]持	妾続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・注	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. 監査						
実施の有無	[	]自己点検	[ 0 ]	内部監査 [ ] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行ってい 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	<i>i</i> a	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	環関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,119の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の3、第25条、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条の1、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第31条の2、第31条の3、第32条、第43条の3、第32条、第40条、第41条、第43条、第43条、第43条。第43条。第43条。第43条。第43条。第43条。第43条。第43条。	番号法第19条第8号 (特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄 (情報提供者) が「市町村長」の項のうち,第四欄 (特定個人情報) に「住民票関係情報」が含まれる項 (1.2,3.4,6.8,9.11,16.18.20,23.27,30,31,34,35,37,38,39.40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第6条,第24条,02,第24条の3,第22条の4,第23条,第24条の3,第25条,第28条,第31条,第31条,02,92,93,11条の3,第32条,第33条,第37条,第38条,第39条,第44条の3,第44条の5,第44条の3,第44条の5,第45条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条の3,第44条の5,第45条,第55条,第54条,第55条,第54条,第55条,第54条,第55条,第54条,第55条,第55	事後	番号法の変更に伴う修正のた め重大な変更には当たらな い。
令和4年6月6日	II しきい値判断項目 1.対象人数	いつ時点の計数か 令和2年5月1日時点	いつ時点の計数か 令和4年5月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正の ため重大な変更には当たらな い。
令和4年6月6日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	いつ時点の計数か 令和2年5月1日時点	いつ時点の計数か 令和4年5月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正の ため重大な変更には当たらな い。